

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和8年2月10日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 4件 |
| 厚生年金保険関係               | 4件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500251号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500039号

## 第1 結論

請求者のA社(その後、B社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和56年4月28日、喪失年月日を同年6月26日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和56年4月28日から同年6月26日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年5月初旬から同年11月初旬まで  
② 昭和56年4月28日から同年6月26日まで

請求期間①について、C社(現在は、D社)にアルバイトとして雇用され、E事業所内のF部署でG担当として勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間①を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

請求期間②について、企業年金連合会から老齢年金裁定請求書が送付されたことにより、A社における厚生年金保険被保険者の記録もれが判明した。当該裁定請求書の基礎年金番号は年金手帳の厚生年金保険記号番号と一致しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間②を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②について、オンライン記録によると、A社は、請求期間②当時、H厚生年金基金に加入していることが確認できるところ、企業年金連合会から提出され

た請求者の厚生年金基金加入員台帳（以下「請求者加入員台帳」という。）によると、H厚生年金基金の番号、請求者の年金手帳に記載された厚生年金保険記号番号及び事業所番号「\*」が記載されており、加入員資格取得年月日は昭和56年4月28日、加入員資格喪失年月日は同年6月26日、標準報酬月額が7万6,000円であることが確認できる。

また、オンライン記録により、請求期間②当時、A社における厚生年金保険被保険者であることが確認できる者に係る企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳（以下「同僚加入員台帳」という。）の加入員資格取得年月日、加入員資格喪失年月日及び標準給与月額は、オンライン記録により確認できる当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日並びに標準報酬月額と一致していることが確認できる。したがって、同僚加入員台帳は、同社の厚生年金基金加入員台帳であると判断できるところ、同僚加入員台帳の事業所番号は「\*」であり、前述の請求者加入員台帳の事業所番号と同じであることから、請求者加入員台帳は、同社に係る厚生年金基金加入員台帳であり、請求者は、請求期間②において、同社に勤務し、厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたと認められる。

さらに、過去の年金記録の訂正請求事案の調査において、H厚生年金基金(当時)は、昭和55年及び昭和56年当時の同厚生年金基金の加入員資格取得届出書様式は複写式であった旨回答していることから、事業主は、同厚生年金基金加入員の資格取得及び資格喪失に係る届出と同じ内容の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して提出したと判断できるところ、請求者のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票が見当たらず、社会保険事務所における記録管理の不備がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和56年4月28日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格の喪失年月日を同年6月26日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対して提出したものと認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者加入員台帳により確認できる標準給与月額の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

請求期間①について、請求者は、C社に雇用され、E事業所内のF部署でG担当として勤務していた旨陳述しているところ、請求者が請求期間①当時の同僚として氏名を挙げた者で、オンライン記録により、請求期間①当時、I社における厚生年金保険被保険者であることが確認できる者は、請求者はE事業所でアルバイトのG担当として数か月勤務した旨回答していることから、勤務期間は特定できないが、請求者は、E事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社の事業所別被保険者名簿、オンライン記録及び閉鎖登記簿謄

本によると、請求期間①当時の事業主は既に死亡していることが確認できる上、D社は、請求期間①当時の資料は保存期間経過のため廃棄している旨回答していることから、同社における請求者に係る請求期間①の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除について確認することができない。

また、C社に係る請求者の雇用保険被保険者の記録は見当たらない上、上記事業所別被保険者名簿により、請求期間①に同社において厚生年金保険に加入している者に文書照会を行ったが、請求者の勤務実態について具体的な回答は得られず、請求者が同僚として姓を挙げた複数の者について、オンライン記録で特定することができないことから、同社における請求者の勤務実態を確認することができない。

さらに、上記事業所別被保険者名簿によると、昭和53年10月2日から昭和56年1月20日までの期間にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、「健保証の（厚年整理）番号」に欠番もない。

加えて、D社の事務担当者は、同社は職業紹介をする事業所で雇用主ではないため、厚生年金保険に加入させるのは雇用主であるI社であり、同社に請求期間①当時の資料について確認したが、保存期限経過のためないということであった旨陳述している。

なお、I社の事業所別被保険者名簿によると、昭和54年4月1日から同年12月1日までの期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、「健保証の（厚年整理）番号」に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500286号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500040号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間の標準賞与額を16万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月29日

私は、請求期間にA事業所から賞与を支払われたが当該賞与に係る年金記録がない。

令和2年度夏季賞与明細書及び令和2年7月分研究手当明細書並びに請求期間の賞与が振り込まれた預金通帳を提出するので、請求期間に係る賞与を記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された令和2年度夏季賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から16万8,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出(令和2年10月27日日本年金機構C事務センター受付)していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500287号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500041号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間の標準賞与額を30万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成6年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月29日

私は、請求期間にA事業所から賞与を支払われたが当該賞与に係る年金記録がない。

令和2年度夏季賞与明細書及び令和2年7月分研究手当明細書並びに請求期間の賞与が振り込まれたC信用金庫の通帳未記入取引照合表を提出するので、請求期間に係る賞与を記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された令和2年度夏季賞与明細書及び請求者に係るC信用金庫の通帳未記入取引照合表により、請求者は、事業主から30万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所

に対して不支給として提出（令和2年10月27日日本年金機構D事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500288号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500042号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間の標準賞与額を49万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月29日

私は、請求期間にA事業所から賞与を支払われたが当該賞与に係る年金記録がない。

令和2年度夏季賞与明細書及び令和2年7月分研究手当明細書並びに請求期間の賞与が振り込まれた預金通帳を提出するので、請求期間に係る賞与を記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された令和2年度夏季賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、事業主から49万9,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が事業主への照会を希望していないことから、事業主に対し、請求期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について照会をすることができないものの、事業主は、請求期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出(令和2年10月27日日本年金機構C事務センター受付)している

ことから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。